

川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 8 号

川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号。以下「条例」という。）の規定に基づき、川崎市市民館（以下「市民館」という。）の使用料、利用料金並びに受講料及び入場料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の使用料)

第2条 条例第11条第1項に規定する規則で定める設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料、利用料金等の納付等)

第3条 条例第11条第1項に規定する使用料並びに条例第13条第1項に規定する受講料及び入場料（それぞれ指定管理者が管理を行う市民館に係るものを除く。）は、市長が指定する日までに納付しなければならない。

2 前項の使用料並びに受講料及び入場料の納付方法は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の定めるところによる。

3 条例第11条の2に規定する利用料金並びに条例第13条第1項に規定する受講料及び入場料（それぞれ指定管理者が管理を行う市民館に係るものに限る。）は、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。

(使用料又は利用料金の減免申請等)

第4条 条例第14条第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、条例第5条の規定による利用許可の申請と同時に、市長に申請しなければならない。ただし、川崎市公共施設利用予約システムを利用する場合にあっては、同条の規定による利用許可の申請後速やかに申請しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決

定に係る通知書を前項の規定による申請をした者に交付しなければならない。

3 条例第14条第2項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、原則として条例第5条の規定による利用許可の申請と同時に、条例第4条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に申請しなければならない。

4 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係る通知書を前項の規定による申請をした者に交付しなければならない。

（使用料又は利用料金の減免）

第5条 条例第14条第1項の規定により、市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用料の5割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）を減額することができる。

（1）市がその事務事業のために利用するとき。

（2）国又は他の地方公共団体がその事業のために利用するとき。

（3）市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために利用するとき。

（4）指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用するとき。

2 市長は、前項の規定によるほか、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 条例第14条第2項の規定により、指定管理者は、第1項各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を減額することができる。

4 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還等)

第6条 条例第5条の利用許可を受けた者が市民館の施設及び設備の利用中止を届け出た場合は、条例第15条第1項ただし書の規定により、次の表に定めるとおり使用料を返還する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

区分		返還金の額
ホール	利用日の6箇月前までに利用中止を届け出た場合	使用料の全額
	利用日の4箇月前までに利用中止を届け出た場合	使用料の5割相当額
その他の施設	利用日の3日前までに利用中止を届け出た場合	使用料の全額

2 前項の規定にかかわらず、ホールの利用許可の申請期間（教育委員会が別に定める申請期間をいう。）に併せてその他の施設の利用許可の申請を行った場合における当該施設に係る返還金の額は、当該施設の利用日の6箇月前までに利用中止を届け出た場合にあつては全額（1円未満の端数は、切り捨てる。）、利用日の4箇月前までに利用中止を届け出た場合にあつては5割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

3 条例第9条第3号又は第4号に該当し、教育委員会が利用許可を取り消した場合は、使用料の全額を返還する。

4 市長は、前3項の規定によるほか、特に理由がある場合は、別に定めるところにより使用料を返還することができる。

(利用料金の返還)

第7条 条例第15条第2項ただし書の規定による利用料金の返還については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第4項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則（以下「新規則」という。）の施行の際現に効力を有する新規則第4条第1項の規定による使用料の減額又は免除の申請に相当する申請で、新規則の施行の日（以下「施行日」という。）において市長に対して行われるべきものとなるものは、施行日以後においては、市長に対して行われた申請とみなす。

3 新規則の施行の際現に効力を有する新規則第4条第3項の規定による利用料金の減額又は免除の申請に相当する申請で、施行日において同項に規定する指定管理者に対して行われるべきものとなるものは、施行日以後においては、指定管理者に対して行われた申請とみなす。

別表（第2条関係）

1 ホール

種別	品名	金額	回数	単位	付記
	拡声装置	1, 680円	1	1式	
	補助ミキサー	560円	1	1台	
	ダイナミックマイク クロホン	220円	1	1本	
	コンデンサーマイク クロホン	670円	1	1本	
	ワイヤレスマイク クロホン	1, 230円	1	1本	

音響設備	ディスク・プレーヤー	5 6 0 円	1	1 台	レコード、C D等の再生専用
	録音再生機器	5 6 0 円	1	1 台	テープ、MD等の録音再生用
	音響効果装置	5 6 0 円	1	1 台	マイクロホン用3点吊装置
		5 6 0 円	1	1 台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
		5 6 0 円	1	1 台	可搬型スピーカー類
		5 6 0 円	1	1 台	ランニング装置
		5 6 0 円	1	1 台	その他の装置
	ボーダーライト	4 4 0 円	1	1 列	
	アッパーホリゾン トライト	6 7 0 円	1	1 列	
	ロアーホリゾン トライト	4 4 0 円	1	1 列	
	サスペンションラ イト	1, 1 2 0 円	1	1 列	
	プロセニアムスポ ットライト	1, 1 2 0 円	1	1 列	
	トーマンタルスポ ットライト	1, 1 2 0 円	1	1 式	
	フットライト	2 2 0 円	1	1 列	
	シーリングスポッ トライト	1, 1 2 0 円	1	1 列	
	フロントサイドス ポットライト	1, 1 2 0 円	1	1 式	
		1 1 0 円	1	1 台	0. 5キロワ ット以下
					0. 5キロワ

照明設備	スポットライト	2 2 0 円	1	1 台	ットを超え1.0キロワットまで
		3 3 0 円	1	1 台	1.0キロワットを超えるもの
	ピンスポットライト	1, 1 2 0 円	1	1 台	
	ストリップライト	5 5 円	1	1 基	0.9メートル
		1 1 0 円	1	1 基	1.8メートル
	照明効果装置	4 4 0 円	1	1 台	ミラーボール
		4 4 0 円	1	1 台	リップルマシン
		4 4 0 円	1	1 台	オーロラマシン
		4 4 0 円	1	1 台	ストロボマシン
		4 4 0 円	1	1 台	エフェクトマシン
		4 4 0 円	1	1 台	ミニプロファイール
		4 4 0 円	1	1 台	その他の装置
	ディスク	1 1 0 円	1	1 枚	
	先玉	1 1 0 円	1	1 個	
	元玉	1 1 0 円	1	1 個	
	演壇	3 3 0 円	1	1 式	
	司会者台	2 2 0 円	1	1 台	
	反響板	1, 6 8 0 円	1	1 式	照明付
	指揮台	1 1 0 円	1	1 台	
	指揮者用譜面台	1 1 0 円	1	1 台	
	譜面台	5 5 円	1	1 台	

舞台設備	譜面灯	5 5 円	1	1 台	
	椅子	2 2 円	1	1 脚	
	コントラバス用椅子	5 5 円	1	1 脚	
	長机	1 1 0 円	1	1 脚	
	所作台	2 , 2 4 0 円	1	1 式	
	平台	1 1 0 円	1	1 台	
	足	1 1 円	1	1 個	
	松羽目	1 , 1 2 0 円	1	1 式	
	鳥屋囲	5 6 0 円	1	1 式	
	金屏風	1 , 1 2 0 円	1	1 双	
	銀屏風	1 , 1 2 0 円	1	1 双	
	紅白幕	2 2 0 円	1	1 枚	
	浅黄幕	2 2 0 円	1	1 枚	
	紗幕	2 2 0 円	1	1 枚	
	遠見	1 , 1 2 0 円	1	1 枚	
	地がすり	3 3 0 円	1	1 枚	
	もうせん	3 3 0 円	1	1 枚	
	長座布団	1 1 0 円	1	1 枚	
	高座用座布団	1 1 0 円	1	1 枚	
	座布団	2 2 円	1	1 枚	
	上敷	1 1 0 円	1	1 枚	
	バレエシート	4 , 4 8 0 円	1	1 式	麻生に限る。 テープ別
	大太鼓	2 2 0 円	1	1 式	
	ピアノ	5 , 6 0 0 円	1	1 台	フルコンサー ト（調律別）
	スクリーン	2 2 0 円	1	1 張	
	浴室	5 6 0 円	1	1 室	
	映写機	8 9 0 円	1	1 台	1 6 ミリ

その他	液晶プロジェクター	1, 680円	1	1台	幸・多摩・麻生に限る。
	持込器具	110円	1	1キロワット	

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	付記
拡声装置	1, 680円	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤー マイクロホン ビデオプロジェクター（多摩に限る。）
照明設備	1, 120円	1	1式	宮前・多摩・麻生に限る。
ピアノ	3, 360円	1	1台	セミコンサート（調律別）
レクチャーテーブル	560円	1	1式	会議室にも適用
金屏風	1, 120円	1	1双	多摩・麻生に限る。

3 その他の設備

品名	金額	回数	単位	付記
陶芸用電気窯	3, 360円	1	1台	多摩に限る。

備考 1 この表1及び2においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。

2 前項において、利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この表3の陶芸用電気窯の利用については、市民館の施設を利用して創作した作品に限る。